

数量払交付申請手続きのご案内

経営所得安定対策の「畑作物の直接支払交付金（大豆、そばの数量払交付金）」の交付申請手続きについてご案内します。

交付金を受けるためには、交付申請書などの書類を提出していただく必要がありますので、同封の「交付申請書の記入方法のご案内」を参考に必要書類等を作成の上、以下の提出先へ必ず期限までに提出をお願いします。

○ **提出先** JAおうみ富士 守山営農センター
電話：077-585-4385

○ **提出期限** 2月23日（金）必着

提出書類一覧

① 畑作物の直接支払交付金における数量払の交付申請書

【JA・全集等の系統出荷業者以外に販売がある方】

② 農産物検査結果通知書の写し、販売伝票の写し等

【出荷販売数量が市町別基準単収の1/2に満たない方のみ】

③ 理由書

④ 基準単収を大きく下回った理由がわかる書類

・作業日誌の写し等

・農業共済が発動されたことがわかる書類

（共済金支払通知書・後日提出可）

該当する方は
提出前にご連絡下さい。

交付申請に関するお問い合わせは、
近畿農政局滋賀支局（経営所得安定対策チーム）まで

Tel 077-522-4274